

福岡県産業廃棄物税条例について

福岡県産業廃棄物税条例（平成16年福岡県条例第34号）は、前回の条例改正後 5 年を目途に条例の規定について検討すると規定していることから、税の効果等について検討を行った結果について報告するもの。

1 産業廃棄物税導入の経緯

- 地方分権一括推進法の施行に伴い、法定外目的税として産業廃棄物税を検討
- 循環型社会の実現という行政課題を解決するための政策税制
- 平成 16 年 6 月に公布、同 17 年 4 月施行（九州各県一斉導入（沖縄県は 18 年度））
- 以降、5 年ごとに条例の規定について検討

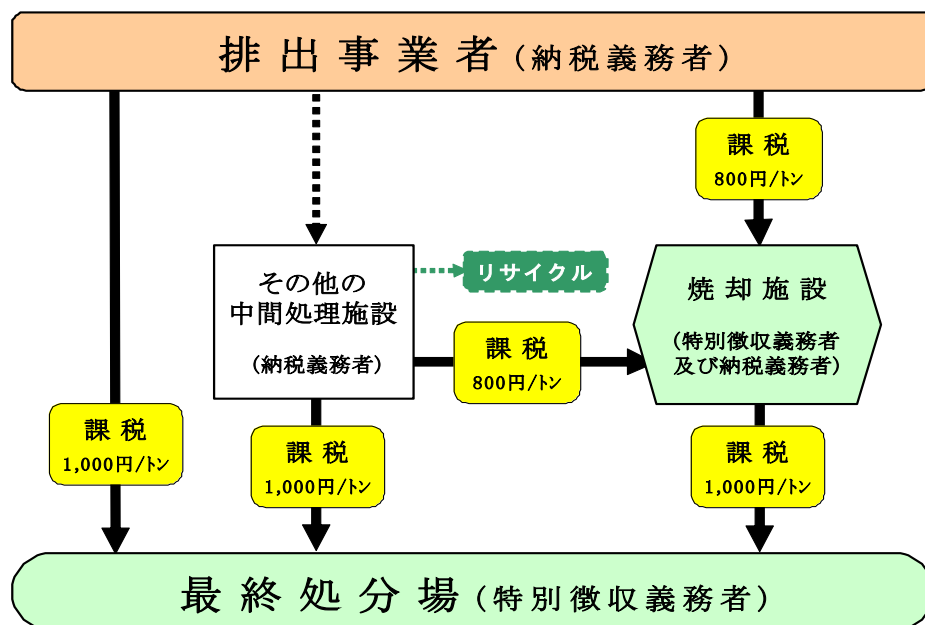
2 産業廃棄物税の仕組みと役割

【仕組み】

- より高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場への搬入とともに、排出に近い中間処理施設への搬入に課税
- 簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理段階への搬入に対する課税に当たっては、焼却施設への搬入のみに課税

【役割】

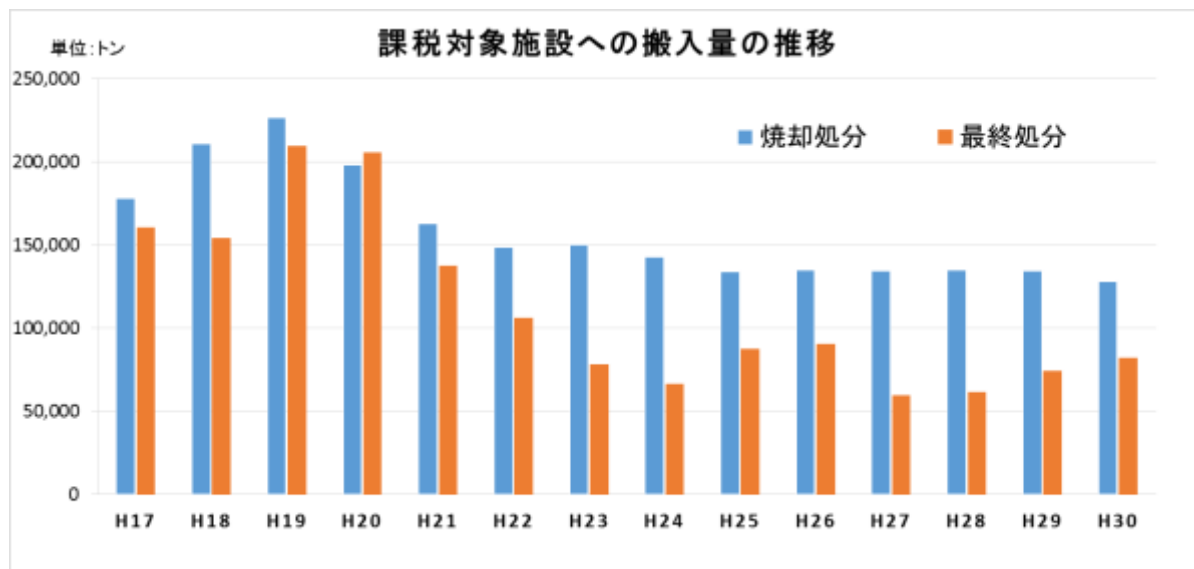
- 事業者には排出抑制、リサイクルへ動機付ける（インセンティブ）。
- 税収を環境政策に充てることで、循環型社会に向けた取組を一層促進する。



3 産業廃棄物税の導入後の状況

(1) 産業廃棄物の搬入量の推移

産業廃棄物税の導入後、産業廃棄物の焼却施設や最終処分場への搬入量は、近年小幅な増減があるが一定水準で推移しており、税導入当初に比べると減少している。



※搬入量は暦年（1～12月）の産業廃棄物の搬入量。ただし平成17年度は4月～12月の9か月分

(2) 産業廃棄物税の税収の推移

産業廃棄物の搬入量と概ね同様の状況となっている。



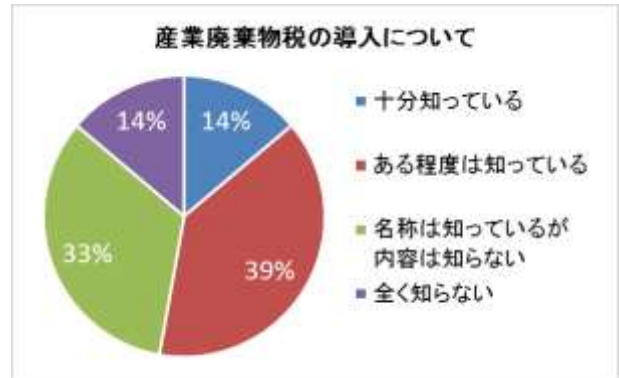
※各年度の税収は1月から12月の搬入量に応じた決算額。ただし平成17年度は4月～12月の9か月分

4 排出事業者に対する意識調査

産業廃棄物の排出が多い製造業、建設業、電気・ガス水道業を中心に県内の事業所1,169か所を無作為抽出し、調査票を郵送。有効回答数は515か所。

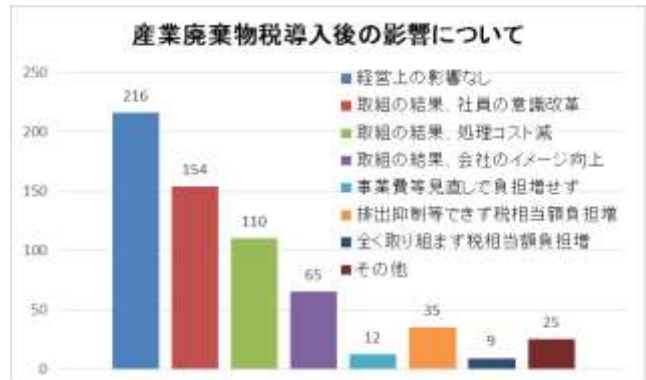
(1) 産業廃棄物税の導入について

十分知っている、ある程度は知っている、名前は知っているとの回答を合わせると8割を超えており、一定の周知はされている。



(2) 産業廃棄物税導入後の影響について

「経営上の影響はない」との回答が最も多かった。また、排出抑制等の取組の結果、「社員の意識改革や処理コスト減、会社のイメージ向上につながった」との肯定的な回答も多く、税導入が排出抑制等の取組を後押しするきっかけになったものと思われる。

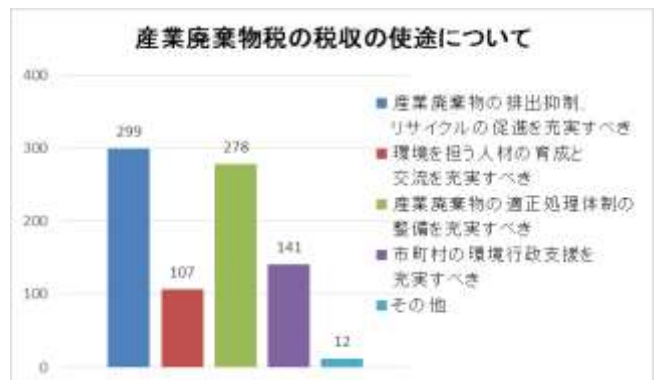


(3) 産業廃棄物税の税率等について

税率や納税方式については、妥当との回答が、焼却への課税については有効との回答が多かった。

(4) 産業廃棄物税の税収の使途について

税収使途事業として実施されている各施策は、いずれも今後充実すべきという回答が多く寄せられている。



5 税収使途事業の実績

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図るため、4つの項目を柱とした事業を実施。事業効果を高めるため、税導入前には実施していない事業に対して税収を充当している。

① 産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進
(充当額：305,062千円[H26-H30合計])

- ・産業廃棄物リサイクル施設整備費
- ・リサイクル製品活用促進費
- ・廃棄物情報管理・提供システム運営費

② 環境を担う人材の育成と交流
(充当額：10,603千円[H26-H30合計])

- ・環境人材育成・ネットワーク事業費

③ 産業廃棄物の適正処理体制の整備
(充当額：331,607千円[H26-H30合計])

- ・産廃処理指導強化費
- ・産廃不適正処理対策費
- ・産業廃棄物処分業者実務研修事業費
- ・産業廃棄物監視指導強化事業費

④ 市町村の環境行政支援
(充当額：188,214千円[H26-H30合計])

- ・保健所設置市産廃対策交付金
- ・市町村産廃対策支援事業費

6 産業廃棄物税の導入の効果等

(1) 産業廃棄物量の推移に見る効果

産業廃棄物税導入後の課税状況や処理・処分量等を概観すると、産業廃棄物の焼却処分量や最終処分量は、近年小幅な増減があるが一定水準で推移しており、税導入当初に比べると減少している。

(2) 事業者の意識と取組に対する効果

税制度については、税率や納税方式等のいずれも比較的妥当と受け止められている。九州各県で一斉に導入したことによる取組の変化については、排出抑制やリサイクルに取り組んだとの回答も多く、排出抑制やリサイクルへの誘導効果が認められる。

(3) 税収使途事業による効果

条例の趣旨に合致した適切な事業の推進が図られており、リサイクル製品の販売実績の増加や、大規模な不法投棄に減少傾向がみられるなどの事業効果が認められる。

7 税の継続

- 産業廃棄物税の導入は、循環型社会づくりに向けた様々な環境政策と相まって、産業廃棄物の排出量削減や排出事業者の取組促進等に一定の効果を発揮している。
- 産業廃棄物の発生量は産業廃棄物税の導入時と比較して減少しているものの、依然多く(平成28年度 1,684万トン)、排出抑制やリサイクルの推進等の取組は、なお重要な政策課題である。

以上のことから、県議会(令和元年12月定例会)において当該税条例を継続する改正条例が議決され、令和元年12月に公布・施行された。